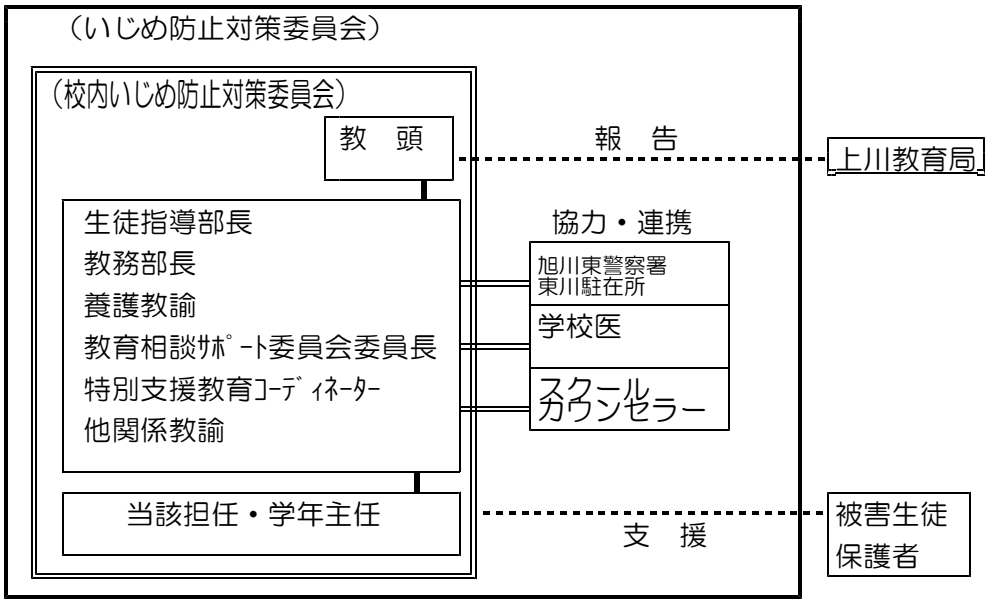
別紙４　　いじめ防止対策委員会規程

（目　的）
第 １ 条　この委員会は、学校において、いじめの未然防止・早期発見を図り、また、発生したいじめを迅速に解決し、重篤ないじめに対しては外部機関との連携により、被害生徒を確実に守ることを目的とする。

（構　成）
第 ２ 条　この委員会の構成は次の通りとする。
教頭、生徒指導部長、教務部長、養護教諭、教育相談サポート委員会委員長、特別支援教育コーディネーター、当該担任、当該学年主任、その他関係職員、校外委員として、旭川東警察署生活安全課、東川駐在所、スクールカウンセラー、学校医をもって構成する。
２　重篤な事故等において、必要に応じて、校外委員を加え対応にあたる。

組織図



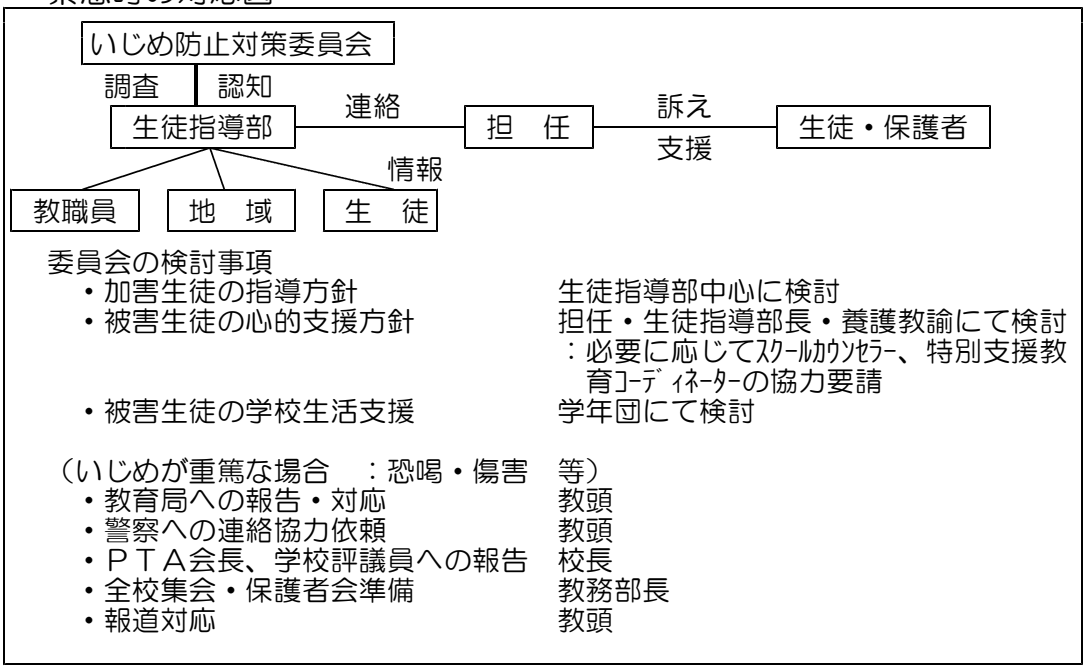
（機　能）
第 ３ 条　この委員会は目的を達成するために、以下の機能を有する。
⑴ 学校全体でのいじめ未然防止・早期発見に向けた、生徒の小さな変化も見逃さない体制づくり。
⑵ いじめに対する正確な情報収集、情報の整理・分析。
⑶ 効果的な対策の検討と、全職員への周知と共通理解。
⑷ 職員の役割分担と、家庭、地域、関連機関との適切な連携。
⑸ 被害者への支援と安全の確保。
⑹ いじめ解消の判断。
⑺ 学校いじめ防止基本方針の点検と見直し。
生徒や保護者、地域住民の意見を取り入れるアンケートや協議の場を設定
⑻ 学校いじめ防止プログラム及び年間計画の策定。

（任　務）
第 ４ 条　この委員会は、前条⑴～⑸の機能を実現するため次の各号に掲げる事項を行う。
２　未然防止・早期発見に向けた取組を以下に示す。
⑴ 生徒指導部は定期的に”学校生活に関するアンケート(いじめアンケート)”を実施し早期発見に努める。
⑵ 全教職員は、授業、学校行事はもとより部活動等あらゆる教育機会において、生徒の普段の様子からの変化に注意を払う。
⑶ 生徒の普段の様子に変化がある場合、担任に情報提供し、不良行動がある場

合は適切に指導し生徒指導部に連絡する。
⑷ ＨＲ担任は、普段から家庭と連絡を密にし、保護者と互いに情報交換できる体制を築く。
⑸ 学年においては、教育相談週間等の生徒理解と情報収集の機会を用意し 、情報を全職員と共有する。

３　いじめへの対応を以下に示す。
⑴ いじめに関する情報が寄せられた場合、直ちに事実関係を調査する。
⑵ いじめの事実関係が明らかになった場合、校内いじめ防止対策委員会を開催し、事実関係、情報分析を行い今後の指導方針を検討する。
⑶ 被害生徒・保護者には担任を通じて事実関係を明らかにする。
⑷ 担任はいじめが解決するまで、被害生徒、保護者の心的支援に努める。
⑸加害生徒への適切な指導を行う。
⑹ いじめが重大な犯罪行為である場合、警察へ通報すると共に協力を仰ぐ。
⑺ 関係機関に報告すると共に、生徒・保護者の心的動揺の軽減に努め、学校の学習機能の維持に努める。
⑻ 迅速で正確な情報収集に努め、被害者への提供を持って被害者支援と信頼関係の確立に努める。

緊急時の対応図



委員会の検討事項

・加害生徒の指導方針	生徒指導部中心に検討
・被害生徒の心的支援方針	担任・生徒指導部長・養護教諭にて検討 ：必要に応じてｽｸｰﾙｶｳﾝｾﾗｰ、特別支援教育ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰの協力要請
・被害生徒の学校生活支援	学年団にて検討

（いじめが重篤な場合　：恐喝・傷害　等）

・教育局への報告・対応	教頭
・警察への連絡協力依頼	教頭
・ＰＴＡ会長、学校評議員への報告	校長
・全校集会・保護者会準備	教務部長
・報道対応	教頭

第 ５ 条　前条までの規程で処理できない事項は、その都度審議する。

附　　則　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。
この規程は、平成３０年４月１日から改正、施行する。
この規程は、令和５年12月14日から改正、施行する。